

令和7年4月1日

日置地区まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、日置地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）とし、事務局を日置地区公民館（以下「公民館」という。）に置く。

(目 的)

第2条 日置地区において、心身ともに健康で豊かな人間性と創造性に富んだ人づくりに努め、また住民自ら身近な地域課題の解決を図りながら、公民館で行った生涯学習の学びの成果を活かした、住民主体の住みよいまちづくりを推進するため、行政との連携のもとにまちづくり計画を策定し、実施することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保護と安全安心に暮らせるまちづくり
- (2) ふれあい支えあい思いやりのあるまちづくり
- (3) 個性と協調性が活きるまちづくり
- (4) 健やかで活気あふれるまちづくり
- (5) 集いあい、学びあい、つながるまちづくり
- (6) 何でも話し合え、実現に向けて取り組めるまちづくり
- (7) その他協議会に必要な事業

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。（定数 64 人以内とする）

- (1) 日置地区の各集落の推薦を受けた者
 - (2) 会長の推薦を受けた者
 - (3) 公民館職員
- 2 委員の任期は、1年とする。補欠または増員によって選出された委員の任期は、前任者、または現任している委員の残任期間とする
- 3 1項（3）の者にあつては、鳥取市会計年度任用職員採用条件による。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 1 名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |

- | | |
|-----------|-----|
| (4) 専門部会長 | 4 名 |
| (5) 集落の区長 | 4 名 |
| (6) 庶務・会計 | 若干名 |
| (7) 会計監査 | 2 名 |

(事務局)

第 6 条 事務局を公民館内に置き、公民館職員は事務局員を担う。

事務局長 1 名

主任・主事、その他必要な職員若干名

- 2 事務局長は館長とし、その他の職員は庶務・会計とする。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

- 3 事務局長は協議会の事務を総括し、会長、副会長ともに欠けたときは、会長の職務を代理する。

- 4 専門部会長は、各専門部会の事業を総括する。

- 5 集落の区長は、集落事業との調整を行う。

- 6 庶務・会計は、協議会の庶務、会計事務及び事業調整を行う。

- 7 会計監査は、協議会の経理を監査する。

(役員の選出)

第 8 条 会長、副会長及び会計監査は、総会において委員の互選により定める。ただし、会計監査は翌年の集落の区長から選任する。

- 2 事務局長・庶務・会計（公民館職員）は、鳥取市会計年度任用職員採用条件による。

第 9 条 役員の任期は 1 会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 事務局長・庶務・会計（公民館職員）は、鳥取市会計年度任用職員採用条件による。

(会 議)

第 10 条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会

- (2) 役員会

- (3) 特別部会

- (4) 専門部会

(総 会)

第 1 1 条 総会は委員をもって構成する。

- 2 総会は、年 1 回以上会長が招集し開催するものとし、委員の過半数（委任状を含む）が出席することにより成立する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する者が務める。
- 4 総会は、次の事項を協議する。
 - (1) 規約の変更に関する事
 - (2) まちづくり計画の策定及び変更に関する事
 - (3) 会長、副会長及び会計監査の選出に関する事
 - (4) 専門部会の改廃に関する事
 - (5) 事業計画及び予算・決算に関する事
 - (6) その他第 2 条の目的を達成するための事項に関する事
- 5 総会の協議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 感染症のまん延等特別な事態が発生し、総会を招集することができないと会長が決定したときは、会長は書面または電磁的方法をもって表決（以下「書面表決」という。）する方法により総会を開催することができる。
- 7 前項の場合における総会は、過半数の書面表決書の提出によって成立し、総会の議事は書面表決書の提出者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは会長がこれを決する。

(役員会)

- 第 1 2 条 役員会は、会計監査以外の役員をもって構成する。ただし、会計監査は必要と認めたときは、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 2 第 1 1 条 2 項の規定は、役員会の開催について準用する。
 - 3 役員会の議長は、会長が務める。
 - 4 役員会は、協議会の事業立案・運営を行う。

(委員の職務)

- 第 1 3 条 委員は、協議結果について、日置地区住民に理解と協力を求めるよう努めるものとする。
- 2 第 4 条 1 項（2）に定める委員は、その所在する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるように努めるものとする。

(専門部会)

- 第 1 4 条 協議会の専門的事項を調査研究するため、並びに、活動を効果的に行うため、次の専門部会を置く。
- (1) 防災環境部会
 - (2) 健康福祉部会
 - (3) にぎわいづくり部会

(4) 公民館事業部会

- 2 専門部会は、集落及び会長が指名する委員をもって構成し、それぞれに正副部会長各1名を互選する。但し、公民館事業部は除く。
- 3 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し開催するものとし、会議の議長は部会長があたる。
- 4 専門部会長は、専門部会での調査研究及び活動の結果を総会に報告する。
- 5 専門部会の活動分野、任務及び分担などの必要な事項は、役員会で協議して定める。
- 6 公民館事業部会は、鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条に定める運営委員会の役割を担うものとする。

第15条 協議会の事業を遂行するため、特別部会を設けることができる。

- 2 特別部会は、会長、副会長、区長、集落公民館長、公民館長、会長推薦等をもって構成する。
- 3 特別部会は、会長の特命の事業立案・運営を行う。

(会 計)

第16条 協議会の経費は、補助金、助成金、負担金その他の収入を持って充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(委任事項)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、協議会の意見を聞き会長は別に定める。

(顧 問)

第18条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(補 則)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は総会に諮って会長が定める。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。